

石狩市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
サービス事業者の指定に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項並びに同条第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の実施に係る特別養護老人ホームの入所定員）

第2条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者適格）

第3条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。